

育児休業取得等の取得に関する状況把握・課題分析について

直近の事業年度における、下記の①または②を把握し、課題分析を行う。

① 育児休業等の取得の割合

$$\frac{\text{育児休業等をした男性労働者の数}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

② 育児休業と育児目的休暇の取得割合

$$\frac{\begin{array}{l} \text{育児休業等をした男性労働者の数} \\ + \\ \text{小学校就学前の子の育児を目的とした休暇制度} \\ \text{を利用した男性労働者の数} \\ \text{の合計数} \end{array}}{\text{配偶者が出産した男性労働者の数}}$$

● 「育児休業等」とは

育児・介護休業法に規定する以下の休業のこと。

- ・ 法第2条第1号「育児休業」（産後パパ育休を含む）
- ・ 法第23条第2項の3歳未満の子を育てる労働者を対象とした育児休業および法第24条第1項の小学校就学前の子を育てる労働者を対象とした育児休業

● 「育児を目的とした休暇制度」とは

目的の中に育児を目的とするものであることが明らかにされている休暇制度のこと。

【参考例】

- ・ 失効年休の育児目的での使用
- ・ 「育児参加奨励休暇」制度
- ・ 子の学校行事や予防接種等の通院のための勤務時間中の外出を認める制度
- ・ 子（子の配偶者を含む）が出産したときの「孫誕生休暇」制度
- ・ 「配偶者出産休暇」制度

※小学校就学の始期に達するまでの子について、このような育児を目的とした休暇を利用した男性労働者のみをその計算の対象とする。